

「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（案）」に関する意見と回答・対応

該当項目	該当箇所	意見の概要	回答・対応
I 1. 退職給付に関する会計基準	P4、6行目	法人の年金資産の運用の結果、ここ数年は相当なハイリターンがあったため、退職給付費用が大きく減少し、収支相償を満たさなくなったことから、年金資産の運用により生じた収益額は収支相償の判断から除くなどの措置を講じてほしい。	頂いたご意見は、今回の意見募集の対象とする、退職給付に関する会計基準の公益法人への適用とは別の問題であると考えられます。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
I 2. 金融商品に関する会計基準	P4、下から5行目	金融商品による運用益の計上方法が公益法人と企業とで異なることから、公益法人の会計処理を、企業の会計に馴染んでいる一般の方にも理解しやすいものとしてほしい。	頂いたご意見は、今回の意見募集の対象とする、金融商品に関する会計基準の公益法人への適用とは別の問題であると考えられます。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
I 6. 資産除去債務に関する会計基準	P8、下から3～1行目	小規模の公益法人にとって、有形固定資産の取得時に当該資産を除去する際に発生しうる債務をあらかじめ算定することは困難な場合が多いと考えられる。したがって、資産除去債務の計上を公益法人に一律適用するのではなく、法人が選択できることとされたい。	将来確実に発生することが見込まれる資産除去債務を財務諸表上明らかにすることは、法人の規模にかかわらず、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める上で意義があると考えます。具体的な運用方法については、今後の運用実態も踏まえながら必要な検討を行ってまいりたいと考えます。
I 6. 資産除去債務に関する会計基準	P8、下から3行目	財団法人には株価の評価が存在しないため、決算日現在入手可能なすべての証拠を勘案するまでの労力をかけてまで、資産除去債務を算出する必要はない。	将来確実に発生することが見込まれる資産除去債務を財務諸表上明らかにすることは、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める上で意義があり、このことは、公益法人にとっても同様と考えます。

該当項目	該当箇所	意見の概要	回答・対応
I 7. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	P9、該当項目下から3行	財団法人には株価の評価が存在せず（投資情報としての意義なし）、不動産鑑定評価基準による方法のようなコストをかけてまで評価する必要はない。	公益法人が保有する賃貸等不動産から得られる賃貸料収入は、公益目的事業の財源として重要であることが多いことから、賃貸等不動産の価額等を適正に把握することは、公益目的事業の財源を確実に確保する観点から必要であると考えます。
I 8. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	P11、12行目	過年度遡及会計基準について、「本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行とすることができる。なお、公益法人が本基準を自主的に適用することは妨げない」とされているが、本基準によらない会計処理が公正妥当と認められるならばあえて両論併記する必然性もなく、なお書き以下は削除されたい。	このなお書き部分は、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準が、非営利法人にとっても財務諸表の有用性を高める上で意義があり、個別の公益法人がその会計処理に当たってこれを採用することは有益であることから、記載したものです。
II 26年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映		公益法人が会計監査を受けている場合の取扱いについては、日本公認会計士協会では今後検討・公表される旨明記することが、会計実務担当者等の理解に資する。	ご意見を踏まえて、P12の2段落目に「なお、公益法人が会計監査を受けている場合の取扱いについては、別途、日本公認会計士協会において、ご検討いただきたい。」という文章を追加します。